

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業 者 名	住 所
株式会社RYOWA（旧社名 株式会社MIYABI）	埼玉県川口市坂下町3-6-12

2. 指名停止措置期間

令和5年12月8日 から 令和6年1月7日 まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

（株）RYOWAと同社元社長は、2017年11月から2020年10月までの3事業年度で架空の外注費を計上するなど税務署に虚偽の申告を行い、約4億8900万円の所得を隠し、法人税と消費税の合計約1億6700万円を脱税したとして、令和5年10月27日、高松地方裁判所から同社は罰金4200万円、元社長は懲役2年（執行猶予3年）を言い渡された。

5. 指名停止措置理由

「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当する。

<措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33

TEL 087-851-8061（代）

（定時以降は 087-811-8303）

総務部契約課長 半田 達也（内線2511）

総務部経理調達課長 岡本 隆章（内線6311）

○総務部契約課課長補佐 森崎 貴司（内線2512）